

飲酒運転は絶対禁止！



飲酒運転は犯罪です。飲酒運転の根絶を目指し運転者本人への罰則強化と酒に酔って運転するおそれのある者への車両や酒類の提供者、同乗者にも運転者と同様の重い罰則が課せられることとなりました。周囲の人すべてを不幸にする飲酒運転事故を起こしてからでは後悔しても遅いのです。だから飲酒運転はしてはならないのです。

甘くみてはいけない…飲酒の身体への影響

- ▼アルコールは、体内の消化器系統を通じ急速に血液内に吸収されます。そして、身体全体に回り、脳に影響を与えて人間の機能を低下させます。本人の自覚していないところで、動体視力が低下し、視野が狭くなり、反応時間にムラができるなど大きく運転操作を狂わせます。
- ▼アルコールは、理性や自制心をつかさどる大脳皮質を麻痺させます。お酒を飲んで気が大きくなると、あえて猛スピードで突っ走るといった危険な運転をしがちです。
- ▼体内に入ったアルコールは、肝臓で酸化されます。その処理能力はジョッキ一杯のビール(500ml)でも3時間とも4時間とも言われています。冷たい風に当たれば酔いも醒める…それは大きな間違いです。

飲酒運転に対する罰則について

道交法

- ▼ 2007年9月19日から施行された改正道路交通法により罰則が強化されています。

	違反行為	罰 則 ※	対 象
罰 則 強 化	飲酒(酒酔い)運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	アルコールの影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で運転した者
	飲酒(酒気帯び)運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	呼気1杯中 0.25mg以上 呼気1杯中 0.15mg以上 0.25mg未満
	飲酒検知拒否	3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金	警察官から呼気検査を求められて拒否した運転者
	ひき逃げ	10年以下の懲役又は100万円以下の罰金	人身事故を起こした運転者の救護義務違反
新 設	車両提供	運転者の状態によってと飲酒運転者と同じ罰則	酒気帯び・酒酔い運転をするおそれのある者への車両提供者
	酒類提供 同乗	酒酔い運転:3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 酒気帯び運転:2年以下の懲役又は30万円以下の罰金	酒類提供の場合、酒気帯び・酒酔い運転するおそれのある者への酒類提供者

※業務中にこれらの違反行為があった場合、企業には「違反行為の下命・容認」行為に対し同等の罰則があります。

刑 法

- ▼ 自動車の運転上必要な注意を怠り人を死傷させた者やアルコール又は薬物の影響で正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、人を死傷させた場合、刑法の罰則も強化されています。

罪 名	被 害	罰 則	対 象
自動車運転 過失致死傷罪	死亡・負傷事故	7年以下の懲役もしくは禁錮又は 100万円の罰金	自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させた者
危険運転 致死傷罪	死亡事故	1年以上の有期懲役(最長20年)	アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、人を死傷させた者
	負傷事故	15年以下の懲役	